

重要項目説明書

指定訪問看護事業者： 済生会今治訪問看護ステーション

1. 事業所の概要

法人名	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部愛媛県済生会
所在地	愛媛県松山市山西超 997 番地 1
代表者の職・氏名	支部長・岡田 武志
事業所名	済生会今治訪問看護ステーション
所在地	今治市北日吉 1 丁目 7 番 43 号
事業者番号	386029364
管理者・連絡先	西野 憲子 TEL 0898-33-8810
サービス提供地域	今治市

2. 事業所職員体制

職種	従事する業務等	人員
管理者	管理業務	1 名 (常勤・兼務)
看護師	訪問看護	2.5 名以上 (うち常勤 1 名以上)
理学療法士・作業療法士	訪問リハビリテーション	必要数 (訪問リハビリと兼務)

※ 職員の人員は状況に応じ変更があります。

3. 営業時間

営業日・営業時間	月～金曜日 8 時 30 分 ～ 17 時 土曜日 8 時 30 分 ～ 12 時 30 分
休日	日曜日・土曜日の午後・祝日・国民の休日 盆休 8 月 15 日 年末年始 12 月 29 日 ～ 1 月 3 日

※ 急性増悪・医療的ケアが必要な場合は休日も対応いたします。

※ 緊急時はこの限りではありません。電話等で 24 時間、常時連絡対応ができる体制をとっています。必要時は訪問いたします。

4. 運営方針

- 1) 訪問看護実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- 2) 事業の実施に当たっては、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。
- 3) 適切な訪問看護の提供を確保する観点から、社会福祉法人恩賜財団済生会今治第二病院における「職場におけるハラスメント防止に関する規程」「高齢者等虐待防止に関する規程」並びに重要事項

説明書の記載に準じます。

5.サービス内容

- 1) 「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。
 - ① 病状・全身状態の観察
 - ② 清拭・洗髪等による清潔の保持や褥創予防
 - ③ 食事及び排泄等日常生活の世話や指導
 - ④ 療養生活や介護方法の指導
 - ⑤ 在宅リハビリテーション
 - ⑥ ターミナルケア
 - ⑦ 認知症の看護や指導
 - ⑧ 主治医や各機関・事業者との連携
 - ⑨ 社会資源等の利用方法や情報提供
 - ⑩ その他医師の指示による医療的処置や指導
- 2) 事業者は、利用者のご希望する日程により訪問看護サービスを提供します。

6.看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① ご利用者様又はご家族様の金銭、預金通帳、証書、書類などの預かり
- ② ご利用者様又はご家族様からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ ご利用者様の同居家族に対するサービス提供
- ④ ご利用者様の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体的拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為（ご利用者様又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他ご利用者様又はご家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7.利用者負担金

- 1) 利用者から頂く利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額です。
料金表をご確認ください。
- 2) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行いたしますので、口座引き落としもしくは現金で徴収させていただきます。

※ 保健証・限度額認定証等に記載された負担割合が月利用金額の実費負担になります。

高額医療費の対象となります。

※ 身体障害者医療受給者・特定疾患受給者など公費対象の場合は、上記の自己負担利用金額が免除もしくは減額されます。

※ 訪問回数や訪問時間については身体状況やケア内容により相談いたします。

訪問回数は、週 3 回を限度としますが、急性増悪時や厚生労働大臣が定める疾患等*はこの限りではありません。

訪問時間は 1 回につき 30 分～1 時間 30 分を最長とします。

※ サービス内容の加算が生じた場合は説明のうえ算定させていただきます。

重要事項説明書の署名をもって同意されたとみなします。

*急性増悪時や厚生労働大臣が定める疾患等とは

在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

真皮を超える褥瘡の状態

点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

もしくは

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(状態の条件あり))、他系統萎縮症、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

8.軽自動車を利用して訪問いたします。交通費の規約は以下のとおりとさせていただきます。

一訪問ごとの料金です。

当事業所から	2km 未満	無料
当事業所から	2km 以上 5km 未満	100 円
当事業所から	5km 以上 10km 未満	300 円
当事業所から	10km 以上	500 円
島嶼部(大島・伯方島・大三島)		530 円

島嶼部において、通常訪問は大島・伯方島・大三島ともに 530 円となっておりますが、臨時の訪問に際しては橋の通行料金の往復実費を徴収いたします。

※状況により交通費は変更させていただきます。

※駐車場がなく有料駐車場を利用した場合は、実費を負担して頂きます。

9.その他の費用

※医療材料費等は利用者の購入負担となります。

※看護師がケア時に使用するゴム手袋、処置に係る物品は準備をお願いいたします。

※在宅でお亡くなりになられた際の処置料として 5000 円が実費となります。

10.訪問看護の有償サービスについて

別途契約が必要ですが、対応可能かどうか事業所にご相談ください。

11.相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします

当事業所相談窓口	住所	今治市北日吉町1丁目7番43号
	電話番号	0898-33-8810
	FAX	0898-23-0165
	相談者(責任者)	西野 憲子
	対応時間	重要項目の営業時間
済生会今治第二病院	住所	今治市北日吉町1丁目7番43号
	電話番号	0898-23-0100
	FAX	0898-23-0300
	対応時間	8:30~17:00
		土・日・祝、年末年始を除く

12.緊急時及び事故発生時の対応方法

- 1) 緊急時及び事故発生時に当たっては、緊急対応の上利用者の主治医へ連絡し、医師の指示に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡致します。
- 2) 当事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所にその責任と原因が認められる損害賠償については、速やかに対応致します。

13.秘密の保持

- 1) 当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は硬く秘密保持致します。
- 2) 従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らす事がないよう注意致します。

14.ご利用にあたってのお願い

- 1) 保健証や医療受給者証などを確認させていただきます。これらの書類について変更が生じた場合は必ずお知らせ下さい。
- 2) 何らかの事情で訪問の予定変更を希望される場合は、前日までにご連絡をお願い致します。
- 3) 訪問期間は設定されておりますが、利用者の状態悪化・交通事情等により多少訪問時間がずれることがありますのでご了承ください。

15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

未実施

16.実習生について

当事業所は、教育機関として看護師、看護学生、その他医療職などの専門職の実習を受け入れております。実習生が同行訪問させていただく場合があります。実習生には、所属施設・学校・当事業所が共同で指導し、学

習の目的以外には個人情報を使用せず、守秘義務を厳守いたします。専門職の育成にご理解いただき、ご協力をお願いいたします。ご承認いただけない場合には、遠慮なくお申し出下さい。

17.その他

サービス提供の際、事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- 1) 看護師等は金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承下さい。
- 2) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- 3) 看護師等は調理や買い物代行などの家事サービスは提供できません。

済生会今治訪問看護ステーション訪問看護料金表

項目	料金	
基本療養費Ⅰ 週3日まで	5,550円	
週4日以降	6,550円	
緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門・人工膀胱ケアに関わる専門看護師の訪問	12,850円/月	
基本療養費Ⅲ(外泊中の訪問看護)	8,500円	
機能強化型訪問看護管理療養費Ⅱ	月の初日	10,030円
	月の2日目以降	3,000円

各種加算

項目	料金	
1. 難病等複数回訪問加算(1日2回)	1日に2回または3回以上の訪問看護を行った場合 4,500円	
2. 難病等複数回訪問加算(1日3回)	8,000円	
3. 緊急訪問看護加算(1日につき)月14日目まで	利用者または家族の緊急の求めで主治医の指示により訪問を行った場合	2,650円
緊急訪問看護加算(1日につき)月15日目以降		2,000円
4. 長時間訪問看護加算(90分を超える)	1回の訪問が90分を超えた場合	5,200円
5. 乳幼児加算(6歳未満、1日につき)厚生労働大臣が定めるものに該当	超重症児または準超重症児 特価診療の施設基準等別表第7・8に該当	1,800円
乳幼児加算(6歳未満、1日につき)	上記以外	1,300円
6. 複数名訪問看護加算(看護師等)	1人の看護職員が他の看護師等と複数名で訪問を行った場合(疾病や状態により1人で行うのが困難な場合、暴力行為や迷惑行為などが認められるもの)	4,500円
複数名訪問看護加算(看護補助者)		3,000円
7. 夜間・早朝看護加算(18時~22時・6時~8時)	左記の時間に利用者の求めに応じ訪問を行った場合訪問を行った場合	2,100円
8. 深夜加算(22時~翌6時)		4,200円

9. 24時間対応体制加算	電話等に常時対応でき、緊急時訪問看護を行える体制にある	6,800円
10. 特別管理加算(重度)	特別な管理が必要な状態で、利用者や家族から電話等により、看護に対する意見を求められた場合に常時対応ができる事業所	5,000円
特別管理加算		2,500円
11. 退院時共同指導加算	病院等の退院や介護老人保健施設等の退院時に入院機関等の医師・看護師と共同して在宅生活の指導を行った場合	8,000円
特別管理指導加算	特別管理加算対象者に退院時共同指導	2,000円
12. 退院支援指導加算(退院日の訪問)	退院した当日の訪問	6,000円
90分を超えた場合	複数回訪問し合計90分を超えた場合も可	8,400円
13. 在宅患者連携指導加算	医療関係職種間共有した情報を踏まえ、利用者や家族に指導を行い、その指導内容を多職種に情報提供した場合	3,000円
14. 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	利用者の急変や診療方針の変更に伴い、主治医の求めにより医療関係職種が利用者宅でカンファレンスを行った場合	2,000円
15. 看護・介護職員連携強化加算	介護職員が行う特定行為に対し支援を行った場合	2,500円
16. 訪問看護情報提供療養費	市町村や18歳未満の者の入学転学時にその求めに応じて情報提供を行った場合 入院等で療養の場が在宅から変更になった時に主治医に情報提供を行った場合	1,500円
17. 訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	死亡日及び死亡前14日以内にターミナルケアを行った場合	25,000円
18. 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	医療従事者の賃金の改善を実施する場合	780円
19. 訪問看護医療DX情報活用加算	オンライン請求を行い、マイナンバーカードを用いてオンライン資格確認資格確認を行う体制が整っている	50円